昭和二十九年法律第百六十四号

目 0 ·全部を改正する。 保安庁法(昭和二十七年法律第二百六十五号) 防衛省設置法

総則 (第一条)

第二章 務等 防衛省の設置並びに任務及び所掌事

第 節 防衛省の設置(第二条)

第二節 条・第四条) 防衛省の任務及び所掌事務 (第三

第一節 特別な職(第七条・第七条の二)

3

本省に置かれる職及び機関等

自衛隊(第五条・第六条)

第四節 第三節 第二節 施設等機関(第十四条—第十八条) 審議会等 (第十三条) 内部部局 (第八条—第十二条)

第五節 地方支分部局(第三十一条——第三十 特別の機関(第十九条―第三十条) 三条) 4

第七節 職員(第三十四条)

第四章 防衛装備庁

第一節 第一款 設置並びに任務及び所掌事務 設置 (第三十五条)

第三十七条)

第二款

任務及び所掌事務(第三十六条

第二節 職員(第三十八条)

第五章 職員の職務遂行等(第三十九条―第四

十一条)

(目的) 第一 章 総則

第一条 この法律は、防衛省の設置並びに任務及第一条 この法律は、防衛省の設置並びに任務及

事務等 防衛省の設置並びに任務及び所掌

防衛省の設置

第一節

二十号)第三条第二項の規定に基づいて、防衛第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百 省を設置する

防衛省の長は、防衛大臣とする。 第二節 防衛省の任務及び所掌事務

第三条 防衛省は、我が国の平和と 我が国の平和と独立を守り、 これがため、

> 第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、 陸上自衛隊、 務を行うことを任務とする。 海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。) 隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条 を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事 海上自衛隊及び航空自衛隊(自衛

2 事務で他の行政機関の所掌に属しないものを適カ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う 衛援助協定」という。)の規定に基づくアメリ 衆国との間の相互防衛援助協定(以下「相互防 切に行うことを任務とする。 基づく外国軍隊の駐留及び日本国とアメリカ合 前項に定めるもののほか、防衛省は、条約に

内閣官房を助けるものとする。 項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関 する内閣の事務を助けることを任務とする。 防衛省は、前項の任務を遂行するに当たり、

(所掌事務)

第四条 防衛省は、 次に掲げる事務をつかさど

三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の 組織、定員、 ځ 編成、 装備及び配置に関するこ

すること

六 五 職員の補充に関すること。

礼式及び服制に関すること。

九 所掌事務の遂行に必要な教育訓練に関する

及び会計の監査に関すること。 経費及び収入の予算及び決算並びに会計職員の保健衛生に関すること。

十三 所掌事務に係る装備品、 う。) の調達、補給及び管理並びに役務の調 び食糧その他の需品(以下「装備品等」とい 船舶、 航空機及

に関すること。 自衛隊法第百五条第一項の規定による漁

前二項に定めるもののほか、防衛省は、 前

防衛及び警備に関すること。

こと。 自衛隊をいう。以下同じ。)の行動に関する 自衛隊(自衛隊法第二条第一項に規定する

ر ع

前三号の事務に必要な情報の収集整理に関

職員の人事に関すること。

若年定年退職者給付金に関すること。 二十七年法律第二百六十六号)の規定による 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和

十二 所掌事務に係る施設の取得及び管理に関 すること。

達に関すること。

う。) のために労務に服する者の雇入れ、 第十五条第一項(a)に規定する諸機関をい この項において「合衆国軍協定」という。) 究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施 前号の研究開発に関連する技術的調査研 装備品等の研究開発に関すること。

-七 防衛に関する知識の普及及び宣伝を行う 失の補償に関すること。 船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損

-八 所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を 行うこと。

十九 条約に基づいて日本国にある外国軍隊 及び返還に関すること。 軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更 設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留 (以下「駐留軍」という。) の使用に供する施

二十一 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関 条から第九条までの規定による措置に関する 号)第二条第三項に規定する駐留軍用地等に する法律(昭和四十九年法律第百一号)第三 に関連する措置に関すること。 係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれ する特別措置法(昭和五十二年法律第四十

一十二 駐留軍のための物品及び役務(工事及 ح 還された物品の管理、返還及び処分に関する び労務を除く。)の調達並びに駐留軍から返

一十三 相互防衛援助協定の実施に係る円資金 ること。 の提供並びに不動産、備品、需品及び役務 (労務を除く。) の調達、提供及び管理に関す

一十五 駐留軍等及び諸機関(日本国とアメリ 一十四 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定す 品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛留軍等」という。) による又はそのための物 争の処理に関すること。 遂行する同国政府の職員(次号において「駐 おける合衆国軍隊の地位に関する協定(以下 第六条に基づく施設及び区域並びに日本国に カ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 るアメリカ合衆国政府の責務を本邦において

> 供、解雇、労務管理、 すること。 給与及び福利厚生に関

二十六 特別調達資金 定する特別調達資金をいう。)の経理に関す ること。 (昭和二十六年政令第二百五号) 第一条に規 (特別調達資金設置令

船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損法律第二百四十三号)第一条の規定による漁 船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年アメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁 一十七 日本国とアメリカ合衆国との間の相 協力及び安全保障条約に基づき日本国にある 失の補償に関すること。

けるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い 年法律第百十三号)第十四条第一項の規定に が国が実施する措置に関する法律(平成十六 失の補償に関すること。 失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第 るアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損 する法律第十三条第一項及び日本国に駐留す 二百四十六号)第一条第一項の規定による損 アメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我武力攻撃事態等及び存立危機事態にお 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関

三十一 三十 合衆国軍協定第十八条及び日本国にお 必要な援助に関すること。 損害の賠償の請求についてのあつせんその他規定により同項の他の規定の適用を受けない 条の規定に基づく請求の処理に関すること。 る国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八 損害の賠償の請求についてのあつせんその よる損失の補償に関すること。 合衆国軍協定第十八条第五項 (g) の

三十二 日本国の自衛隊とオーストラリア国 る法律(令和五年法律第二十七号)第十二条 関する日本国とグレートブリテン及び北アイ る特殊海事損害に係る賠償の請求についての 基づく請求の処理及び同法第五章の規定によ 第二十六号)第十二条又は第十三条の規定に 間の協定の実施に関する法律(令和五年法律 円滑化に関する日本国とオーストラリアとの 軍との間における相互のアクセス及び協力の 同法第五章の規定による特殊海事損害に係る ルランド連合王国との間の協定の実施に関す における相互のアクセス及び協力の円滑化に ン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間 援助並びに日本国の自衛隊とグレートブリテ 賠償の請求についての援助に関すること

三十三 所掌事務に係る国際協力に関するこ|3

び研究を行うこと 令で定める文教研修施設において教育訓練及 防衛大学校、防衛医科大学校その他政

律に基づく命令を含む。)に基づき防衛省に 属させられた事務 前各号に掲げるもののほか、 法律(法

案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。 施策の統一を図るために必要となる企画及び立 定された基本的な方針に基づいて、 ついて、当該重要政策に関して閣議において決二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に 三項の任務を達成するため、同条第一項及び第 前項に定めるもののほか、防衛省は、前条第 行政各部の

組織及び編成、自衛隊に関する指揮監督、自衛第五条 自衛隊の任務、自衛隊の部隊及び機関の く命令を含む。)の定めるところによる。 隊の行動及び権限等は、自衛隊法(これに基づ (自衛官の定数)

えた総計二十四万七千百五十四人とする。 衛官、海上自衛官及び航空自衛官四百六人を加 衛官五十人並びに防衛装備庁に所属する陸上自 に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自 衛官及び航空自衛官千九百三十六人、内部部局 三人、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自 上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官三百四十 百九十三人のほか、統合幕僚監部に所属する陸 る陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官二千 一項及び第二項に規定する共同の部隊に所属す 四万七千七人並びに自衛隊法第二十一条の二第 自衛隊の自衛官(以下「航空自衛官」という。) 衛官」という。)四万五千四百五十二人、航空 六十七人、海上自衛隊の自衛官(以下「海上自 (以下「陸上自衛官」という。) 十四万九千七百 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官

第三章 本省に置かれる職及び機関等

第一節 特別な職

(防衛大臣政策参与)

置くことができる。 防衛省に、防衛大臣政策参与三人以内を

2 防衛大臣政策参与は、 防衛大臣の命を受けて、 する重要事項に関し、防衛大臣に進言し、及び 防衛大臣に意見を具申 防衛省の所掌事務に関

> 防衛大臣政策参与は、 非常勤とすることがで | 2

4 خ و 防衛大臣政策参与の任免は、 防衛大臣が行

5 及び第二項の規定は、 条、第五十八条第一項並びに第五十九条第一項 について準用する。 自衛隊法第五十二条、第五十六条、 防衛大臣政策参与の服務 第五

6 上の利益を目的とする業務を行つてはならな 務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭 臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職 常勤の防衛大臣政策参与は、在任中、防衛大 4

項若しくは第四項に規定する職のいずれかに充部局の課長又は国家行政組織法第二十一条第三

対する国民の疑惑や不信を招くような行為をし てはならない。 防衛大臣政策参与は、職務の執行の公正さに

(防衛審議官)

2 第七条の二 防衛省に、防衛審議官一人を置く。 務に係る重要な政策に関する事務を総括整理す 防衛審議官は、命を受けて、防衛省の所掌事

第二節 内部部局

(内部部局の所掌事務)

第八条 内部部局は、次に掲げる事務をつかさど

基本及び調整に関すること。 第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事 第四条第一項第一号に掲げる事務に関する

務に関する基本に関すること。 すること。 前二号の事務に必要な情報の収集整理に関

兀 三号までに掲げる事務 第十二号、第十六号及び第十九号から第三十 第四条第一項第六号及び第八号から第十号 第四条第一項第五号、第七号、第十一号、

審査会

Ŧi.

までに掲げる事務に関する基本に関するこ 第四条第一項第一号から第三号まで、第六

t 事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的 号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる 図るために必要となる総合調整に関するこ 事務に関する各部局及び機関の施策の統一を の理解及び協力の確保に関すること。 に実施するための地方公共団体及び地域住民 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌

前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌 `務で他の機関の所掌に属しないもの

条第二項に規定する事務をつかさどる。 (官房長) 前項に定めるもののほか、内部部局は、

第九条 官房に、官房長を置く。 (内部部局の職員)

2 第十条 内部部局に、書記官及び部員を置き、 衛官その他所要の職員を置くことができる。 書記官は、官房長若しくは局長若しくは内部 部員は、命を受けて、事務に参画する。 書記官は、命を受けて、 事務をつかさどる。 自

第十一条 削除

てられるものとする。

長との関係) (官房長及び局長並びに防衛装備庁長官と幕僚

は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び第十二条 官房長及び局長並びに防衛装備庁長官 め、防衛省の所掌事務が法令に従い、かつ、適る補佐と相まつて、第三条の任務の達成のた 自衛隊法第九条第二項の規定による隊務に関す 航空幕僚長(以下「幕僚長」という。)が行うは、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び 切に遂行されるよう、その所掌事務に関し防 大臣を補佐するものとする。 衛適 第十六条 防衛医科大学校は、

(設置) 第三節 審議会等

に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、第十三条 別に法律で定めるところにより防衛省 次の表の上欄に掲げるものとし、当該審議会等 (これらに基づく命令を含む。) の定めるところ については、それぞれ同表の下欄に掲げる法律 による。

員 自 衛 隊自衛隊員倫理法 名称 倫 理十号) 法律 (平成十一 年法律第百三

審議会 設 防 中 衛 施日本国とアメリカ合衆国との間の相互協 央 |等の使用等に関する特別措置法 隊の地位に関する協定の実施に伴う土地 |及び区域並びに日本国における合衆国軍 力及び安全保障条約第六条に基づく施設 十七年法律第百四十号) (昭和 3

等 格捕 審 認 虜 查年法律第百十七号) 捕虜等の取扱いに関する法律 武力攻撃事態及び存立危機事態における (平成十六

第四節 施設等機関

第十四条 (設置) 本省に、 次の施設等機関を置く。

第四 防衛大学校 防衛医科大学校

第十五条 防衛大学校は、幹部自衛官(三等陸 訓練をつかさどる。 う。次条において同じ。)となるべき者の教育 尉、三等海尉及び三等空尉以上の自衛官をい 防衛大学校)

ともに、当該研究を行う。 究の能力を修得させるための教育訓練を行うと び応用についての知識並びにこれらに関する研及び工学並びに社会科学に関する高度の理論及 定める者に対し自衛隊の任務遂行に必要な理学 同項の教育訓練を修了した者その他防衛大臣 前項に規定するもののほか、防衛大学校は、

国人の教育訓練を受託した場合においては、当より防衛大臣が第一項に規定する者に準ずる外 該教育訓練を実施する。 防衛大学校は、自衛隊法第百条の二の規定に

で定める。 防衛大学校の位置及び内部組織は、 防衛省令

(防衛医科大学校)

練をつかさどる。 医師である幹部自衛官となるべき者の教育

次に掲げる教育訓

一 保健師及び看護師である幹部自衛官となる

べき者の教育訓練

の教育訓練 保健師及び看護師である技官となるべき者

応用についての知識並びにこれらに関する研究 防衛大臣の定める者に対し自衛隊の任務遂行に の能力を修得させるための教育訓練並びに臨床 必要な医学及び看護学に関する高度の理論及び て「防衛医科大学校卒業生」という。) その に関する教育訓練を行うとともに、当該研究を 前項に規定するもののほか、防衛医科大学校 同項の教育訓練を修了した者(次条にお 他

限は四年とする。 し、同項第二号及び第三号の教育訓練の修業年 第一項第一号の教育訓練の修業年限は六年と

4 号) 第九十条に規定する者とする 第一項の教育訓練を受けることのできる者 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

う大学の教員の資格の例による。 校教育法に基づき医学教育又は看護学教育を行 防衛医科大学校の教員の資格については、学

6 制その他の事項は、防衛省令で定める。この場 基準の例による。 基準が定められている事項についてはこれらの 条第一号及び第二十一条第一号の規定に基づき 護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第十九 これらの設置基準の例により、保健師助産師看 する設置基準が定められている事項については 看護学教育を行う大学の設備、編制その他に関 合において、学校教育法に基づき医学教育及び 防衛医科大学校の位置、内部組織、設備、編 3 2 4

験資格) (防衛医科大学校卒業生の医師国家試験等の受

第十七条 防衛医科大学校卒業生(前条第一項第 第一項の規定の適用については、学校教育法に 師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十一条 て卒業した者とみなす。 基づく大学において、医学の正規の課程を修め 防衛医科大学校卒業生(前条第一項第二号又 号の教育訓練を修了した者に限る。)は、医

又は第二十一条第一号に該当する者とみなす。 の規定の適用については、同法第十九条第一号 保健師助産師看護師法第十九条又は第二十一条 は第三号の教育訓練を修了した者に限る。)は、 5

教育訓練を受けている者をいう。) 及び防衛医第十八条 防衛大学校の学生(第十五条第一項の 員数は、防衛省の職員の定員外とする。 受けている者をいう。次項において同じ。)の 科大学校の学生(第十六条第一項の教育訓練を 防衛医科大学校の学生であつて第十六条第一 6

特別の機関

(設置) 第五節

第十九条 本省に、 防衛会議 次の特別の機関を置く。

陸上幕僚監部 統合幕僚監部

航空幕僚監部 海上幕僚監部

自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関 航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、 統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は 海上

防衛監察本部

2 ところにより防衛省に置かれる特別の機関で本 前項に定めるもののほか、別に法律で定める

省に置かれるもの は、 外国軍用品審判所とす

(防衛会議)

第十九条の二 防衛会議は、防衛大臣の求めに応 じ、防衛省の所掌事務に関する基本的方針につ いて審議する機関とする。

る。 防衛会議は、 議長及び委員をもつて組織す

議長は、 防衛大臣をもつて充てる。

防衛副大臣 委員は、 次に掲げる者をもつて充てる。

防衛大臣政策参与 防衛大臣補佐官 防衛大臣政務官

官房長及び局長 防衛審議官 事務次官

陸上幕僚長 統合幕僚長

情報本部長 航空幕僚長 海上幕僚長

から必要があると認めるときは、防衛会議に審 的方針を策定するに当たり、防衛省全体の見地 議させるものとする。 防衛大臣は、防衛省の所掌事務に関する基本 防衛装備庁長官

及び運営に関し必要な事項は、防衛省令で定め
前各項に定めるもののほか、防衛会議の組織 る。

(幕僚監部)

項第三号の教育訓練を受けている者は、非常勤

第二十条 統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕 僚監部及び航空幕僚監部(以下「幕僚監部」と 衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務に関す る防衛大臣の幕僚機関とする。 いう。) は、それぞれの所掌事務に係る陸上自

3 2 幕僚監部に、部及び課を置く。

(幕僚長) 織は、政令で定める。 前項に定めるもののほか、幕僚監部の内部組 統合幕僚監部の長を統合幕僚長と

2 第二十一条 幕僚監部の長を海上幕僚長とし、航空幕僚監部 の長を航空幕僚長とする。 統合幕僚長は自衛官をもつて、陸上幕僚長は 陸上幕僚監部の長を陸上幕僚長とし、 海上

陸上自衛官をもつて、海上幕僚長は海上自衛官

をもつて、航空幕僚長は航空自衛官をもつて充

3 てる。統合幕僚長たる自衛官は、 位にあるものとする。 幕僚長は、防衛大臣の指揮監督を受け、

監部の事務を掌理する。 (統合幕僚監部の所掌事務

第二十二条統合幕僚監部は、 自衛隊及び航空自衛隊について、 務をつかさどる。 .て、次に掲げる事陸上自衛隊、海上

からの防衛及び警備に関する計画の立案に関統合運用による円滑な任務遂行を図る見地 すること。

前号の行動の計画に関し必要な教育訓練、行動の計画の立案に関すること。

編成、装備、

案に関すること。 前号に掲げるもののほか、統合運用による

健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立

配置、経理、調達、補給及び保

兀

五.

円滑な任務遂行を図る見地からの訓練の計画 の立案に関すること。

る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受け 部隊又は機関をいう。以下同じ。)の管理及 第一項に規定する統合幕僚長及び陸上幕僚 率的運営の調査及び研究に関すること。 所掌事務の遂行に必要な部隊等(第十九条 前各号に掲げる事務に関し必要な隊務の能

t 計画の執行に関すること。 び運営の調整に関すること。 所掌事務に係る防衛大臣の定めた方針又は

九 八 行に必要な連絡調整に関すること。 前各号に掲げるもののほか、所掌事務の遂

その他防衛大臣の命じた事項に関するこ

(陸上幕僚監部等の所掌事務)

第二十三条 陸上幕僚監部は陸上自衛隊につい 幕僚監部は航空自衛隊について、それぞれ次にて、海上幕僚監部は海上自衛隊について、航空 掲げる事務をつかさどる。

こと(統合幕僚監部の所掌に属するものを除防衛及び警備に関する計画の立案に関する

衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案成、装備、配置、経理、調達、補給及び保健 要な措置に関する計画の立案に関すること。 に関すること(統合幕僚監部の所掌に属する ものを除く。)。 前条第三号に規定する計画の執行に伴い必 前号に掲げるもののほか、教育訓練、編

(部隊等)

自衛官の最上 幕僚 兀 に関する計画の立案に関すること。 るものに限る。) に掲げる事務に必要な情報 第一号及び前号(編成、装備及び配置に係

六 部隊等の管理及び運営の調整に関すること Ŧi. こと(統合幕僚監部の所掌に属するものを除 隊務の能率的運営の調査及び研究に関する

t を除く。)。 すること(統合幕僚監部の所掌に属するもの (統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)。 防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関

八 その他防衛大臣の命じた事項に関するこ (幕僚監部の所掌事務の特例) ځ

第二十四条 防衛大臣は、必要があると認める場 監部の事務の一部を他の幕僚監部に処理させる 合には、前二条の規定にかかわらず、 ことができる。 一の幕僚

(幕僚副長)

第二十五条 統合幕僚監部に統合幕僚副長を、 衛官をもつて充てる。 は海上自衛官をもつて、航空幕僚副長は航空自 幕僚副長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚副長 海上幕僚副長を、航空幕僚監部に航空幕僚副長 を置く。統合幕僚副長は自衛官をもつて、 上幕僚監部に陸上幕僚副長を、海上幕僚監部に

2 ときは、その職務を行う。 及び航空幕僚副長は、それぞれ幕僚長を助け、 幕僚長に事故があるとき、又は幕僚長が欠けた 統合幕僚副長、陸上幕僚副長、海上幕僚副長

(統合幕僚監部に附置する機関)

第二十六条 る知識及び技能を修得させるための教育訓練をの職務の遂行に必要な自衛隊の統合運用に関す 的な調査研究を行う機関を附置する。 行うとともに、自衛隊の統合運用に関する基本 ろにより、上級部隊指揮官又は上級幕僚として 統合幕僚監部に、政令で定めるとこ

2 と同種の知識及び技能を修得させるためのもの 託した外国人の教育訓練で同項の知識及び技能 自衛隊法第百条の二の規定により防衛大臣が受 を実施する 前項に規定するもののほか、同項の機関は、

第二十七条 部隊等の組織及び編成又は所掌事務 定めるところによる。 は、自衛隊法 (これに基づく命令を含む。) 0)

(情報本部)

第二十八条 整理一般に関する事務をつかさどる。 ら第三号までに掲げる事務に必要な情報の収集 情報本部は、第四条第一項第一号か

つて充てる。 情報本部に、情報本部長を置き、自衛官をも

情報本部の内部組織については、 防衛省令で

(防衛監察本部

おける法令の遵守その他の職務執行の適正を確第二十九条 防衛監察本部は、職員の職務執行に 保するための監察に関する事務をつかさどる。 防衛監察本部の長は、防衛監察監とする。

の監察を行う。 防衛監察監は、防衛大臣の命を受け、第一項

防衛監察本部の位置は、防衛省令で定める。防衛監察本部の内部組織は、政令で定める。

第三十条 外国軍用品審判所については、武力攻 の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等 (外国軍用品審判所) 2 第三十五条

第六節 地方支分部局

定めるところによる。

律第百十六号。これに基づく命令を含む。)の

(地方防衛局)

2

地方防衛局は、防衛省の所掌事務のうち、

次

第三十一条 本省に、 防衛局を置く 地方支分部局として、 地方

に掲げる事務を分掌する。 務の全部又は一部 ら第三十三号まで及び第三十五号に掲げる事 号から第十三号まで、第十六号、第十九号か 第四条第一項第五号から第七号まで、第九

体及び地域住民の理解及び協力の確保に関す 円滑かつ効果的に実施するための地方公共団 十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を ること。 第四条第一項第一号から第三号まで及び第

官の指揮監督を受けるものとする。 係るものに限る。)については、防衛装備庁長 第一項第十三号、第三十三号及び第三十五号に 3のうち、第三十七条に規定するもの(第四条 地方防衛局は、前項の規定により分掌する事

組織は、政令で定める。 (支局その他の機関) 地方防衛局の名称、位置、 管轄区域及び内部

第三十二条 地方防衛局の所掌事務の一部を分掌 させるため、 所要の地に、 支局その他の機関を 2 3

2 める。 区域、 前項の支局その他の機関の名称、位置、管轄 所掌事務及び内部組織は、防衛省令で定

(事務の委任)

第三十三条 防衛大臣は、 ができる。 部を自衛隊の部隊又は機関の長に行わせること 地方防衛局の事務の一

第七節 職員

(施設等機関等の職員)

第三十四条 本省に置かれる施設等機関、特別の 官、 機関及び地方支分部局に、自衛官、事務官、技 教官その他所要の職員を置くことができ

第四章 防衛装備庁

第一節 第一款 設置並びに任務及び所掌事務

国家行政組織法第三条第二項の規定

に基づいて、防衛省に、防衛装備庁を置く。 防衛装備庁の長は、防衛装備庁長官とする。 第二款 任務及び所掌事務

(任務)

第三十六条 防衛装備庁は、装備品等について、 効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ること その開発及び生産のための基盤の強化を図りつ を任務とする。 つ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ

第三十七条 防衛装備庁は、前条の任務を達成す るため、第四条第一項第五号から第七号まで、 号まで及び第三十三号から第三十五号までに掲 第九号から第十一号まで、第十三号から第十五 除く。)をつかさどる。 げる事務(第八条第一項第六号に掲げるものを (所掌事務)

第二節 職員

(防衛装備庁の職員)

第三十八条 防衛装備庁に、自衛官、事務官 官その他所要の職員を置くことができる。 技

(自衛官) 第五章 職員の職務遂行等

な利用の推進にと。

第三十九条 務を行う。 自衛官は、 命を受けて、 自衛隊の隊 法第十条及び第関する特別措置

(事務官、技官及び教官)

が効力を有する

二十九条の規定

第四十条 事務官は、命を受けて、 事務に従事す

のを除く。)に従事する。 技官は、命を受けて、 技術 (教育に関するも

教官は、

命を受けて、

教育に従事する

(職員の身分取扱い)

|第四十一条 この法律に定めるもののほか、防衛 0) 制は、自衛隊法(これに基づく命令を含む。) その他人事管理に関する事項並びに階級及び服 めるものを除く。)の任免、分限、懲戒、服務 十五号に掲げる事務に従事する職員で政令で定 のの委員及び第四条第一項第二十四号又は第二 審査会その他の合議制の機関で政令で定めるも 省に置かれる職員(防衛省に置かれる審議会、 定めるところによる。

1 えない範囲内において政令で定める日から施 この法律は、公布の日から起算して一月をこ

(所掌事務の特例)

2

上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げび同条第二項に規定する事務のほか、次の表の る事務をつかさどる。 防衛省は、第四条第一項各号に掲げる事務及

間 令和十年五月十點留軍関係離職者等臨時措置法 期間 令 六日までの間 三十一日までの 和 十四年三月沖縄県における駐留軍用地跡 の有効かつ適切な利用の推進に 事務 |還についての見通しの通知に関 条の規定による駐留軍用地の返 る返還実施計画の策定及びこれ |律第百二号)第八条の規定によ |関する特別措置法(平成七年法 関すること。 号)の規定による特別給付金! (昭和三十三年法律第百五十 に基づく措置並びに同法第十九 の円滑な実施に 駐留軍等の再編同条の規定による再編交付金

|駐留軍用地跡地|及び同法第二十九条の規定に上 の有効かつ適切る特定給付金の支給に関するこ 沖縄県における同法第十条の規定による給付金 りること。 が 関 3 間 法 効力を有する 第六条の規 する特別措置

一交付に関すること

成二十四年法 |置法の一部を改|金の支給に関すること。 間 正する法律(平 縄振興特別措同条の規定による特定跡地給付

四条の規定が 令和九年三月 (平成十四年法律振興特別措置法 る改正前の 十一日までの間 第十四号)第百 力を有する間 第十三号)によ

|施に関する特別措置法(平成十 第一項の規定による再編関連特 定周辺市町村の指定に関するこ 九年法律第六十七号) 第四条第 防衛施設の指定及び同法第五条 項の規定による再編関連特定 駐留軍等の再編の円滑な実

に規定するものをいう。)の作実施に関する特別措置法第八条 留軍等の再編の円滑な実施に関ニ 再編関連振興特別地域 (駐 規定するものをいう。 成に関すること。 計画(駐留軍等の再編の円滑 備に関する重要事項に係る関係 行政機関の事務の連絡調整に関 じ。)の指定に関すること。 [′]ること。 、る特別措置法第七条第一項 再編関連振興特別地域の 再編関連振興特別地域整備 以下 な 同に

それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。 る事務のほか、 職員の身分取扱いの特例) 地方防衛局は 前項の表の上欄に掲げる期間、 第三十一条第二項各号に掲げ

律第百五十八号)の規定による特別給付金に関 第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあ 年五月十六日までの間、同条中「第四条第一項第四十一条の規定の適用については、令和十 留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法 務又は同項第二十五号に掲げる事務若しくは るのは、「第四条第一項第二十四号に掲げる事 する事務」とする。

5 (特別の機関の設置の特例)

連振興会議を置く ところにより、防衛省本省に、駐留軍等再編関再編の円滑な実施に関する特別措置法の定める令和九年三月三十一日までの間、駐留軍等の

六号) 抄 (昭和三〇年八月一日法律第一〇

この法律は、公布の日から施行する。 七号) 則 (昭和三一年四月二〇日法律第七

1

この法律は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和三二年四月三〇日法律第八

この法律は、公布の日から施行する。 附 則 五号) (昭和三二年四月三〇日法律第八

1

この法律は、公布の日から施行する。 六号) 抄

九号) 則 抄 (昭和三二年六月一日法律第一五

する。 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行 附 則 (昭和三三年四月二四日法律第七

(施行期日) 八号) 抄

この法律は、昭和三十三年八月一日 から施行

(調達庁及びその職員の身分の継続)

2 この法律の施行の際、 という。) は、この法律による改正後の防衛庁 務条件をもつて、調達庁の職員となるものとす 者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤 するものとし、現に従前の調達庁の職員である 達庁」という。)となり、同一性をもつて存続 設置法第四十一条の二の調達庁(以下単に「調 て置かれている調達庁(以下「従前の調達庁 現に総理府の外局とし

附 則 (昭和三三年五月二三日法律第

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。 六 附 号 則 (昭和三四年五月一二日法律第

二号) 附 則 (昭和三五年三月三一日法律第二

1 この法律は、 昭和三十五年四月一日から施行

設置法附則第六項第一号に規定する受託調達契 この法律の施行前に締結した改正前の防衛庁 2 号。以下次項において「旧法」という。) 廃止する。

6

部の行なう事務については、なお従前の例によ約の実施に関する防衛庁の権限及び調達実施本

3

(旧法の効力)

附 号) 則 (昭和三六年六月二日法律第一一

(施行期日)

六年四月一日から適用する。 (行政機関職員定員法の廃止) この法律は、公布の日から施行し、 昭和三十

一十六号)は、廃止する。 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百 5

2

附 二五号) 則 (昭和三六年六月一二日法律第 抄

第二十八条の次に一条を加える改正規定は昭和項を加える改正規定及び第二章第二節第三款中 日 三十六年八月一日から、その他の部分は公布の この法律中目次の改正規定、第二十六条に から施行する。

三二号) 附則 (昭和三七年五月一五日法律第一

6

(施行期日)

1 条の次に一条を加える改正規定は、第一条中防 分を改める部分に限る。)、同法第七条の改正規定、同法第五条の改正規定(各号列記以外の部 の」を「次の」に、「の外」を「のほか」に改 おいて同法がまだ施行されていない場合にあつ 設庁の設置の日から、防衛施設庁の設置の日に 政不服審查法 (昭和三十七年法律第百六十号) 衛施設庁の設置に係る規定の施行の日(以下 布の日から施行し、第二条中自衛隊法第四十八 びに別表第三第七航空団の項の改正規定は、公 八条第二項、第九十条第一項、第九十二条第一 第六十六条第二項、第七十一条第四項、第八十 を「のほか」に改める等の改正規定、自衛隊法 法第三十条の改正規定並びに第二条中「の外」 定(同条に一項を加える部分を除く。)及び同 定める日から施行する。ただし、第一条中「左 えない範囲内において、各規定につき、政令で (調達庁設置法の廃止) がすでに施行されている場合にあつては防衛施 項、第百五条第一項及び別表第一の改正規定並 める改正規定、防衛庁設置法第一条の改正規 「防衛施設庁の設置の日」という。)において行 ては同法の施行の日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して十月をこ

(休職又は懲戒処分に関する経過規定)

ているものの休職処分又は同項の規定により防た者で、現に従前の規定により休職を命ぜられ 衛施設庁の職員となつた者に対する防衛施設庁 第五項の規定により防衛施設庁の職員となつ

調達庁設置法(昭和二十四年法律第百二十九

は、

項及び附則第七項の規定は、なおその効力を有 第十九条に規定する公務員となつた者に対する 同法又は厚生年金保険法(昭和十六年法律第六 十号)の規定の適用については、旧法附則第六 定により恩給法(大正十二年法律第四十八号) 旧法の施行の際同法附則第二項ただし書の規

当の附属機関となるものの委員である者は、防調達庁の附属機関である機関で防衛施設庁の相 に調達庁又は建設本部の職員である者は、別段し、防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現 衛施設庁の相当の附属機関の委員となるものと となるものとする。 防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現に 辞令を発せられない限り、防衛施設庁の職員

期間に通算する。 職員給与法の適用によりその者について適用

1

該懲戒処分を行なうものとする。 いては、なお従前の例による。この場合にお

(職員等に関する経過規定)

受けることとなつた俸給月額をその者が受ける等級にその者が属する期間及び新たにその者がは、新たにその者が属することとなつた職務の 等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額 されていた俸給表、その者が属していた職務の 限る。以下次項において同じ。)に係る防衛庁 となつた者(従前の調達庁の職員であつた者に た号俸又は俸給月額をその者が受けていた期間 その者が属していた期間及びその者が受けてい 0) 防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際一般職 る職務の等級及びその者の受ける俸給月額は、 う。以下この項において同じ。)、その者の属す 給与法」という。)別表第一から第七までをい 二十五年法律第九十五号。以下「一般職の職員 給表(一般職の職員の給与に関する法律(昭和 号)の適用によりその者について適用される俸 職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六 の適用によりその者が属していた職務の等級に する。この場合において、一般職の職員給与法 に相当する俸給表、職務の等級及び俸給月額と に属する職員を除く。以下次項において同じ。) (給与に関する経過規定) 前項の規定により防衛施設庁の職員(一般職 1

の設置の日前に生じた事案に係る懲戒処分につ 定により懲戒処分について権限を有する者が当 懲戒処分を行なうこととなるときは、この法律 による改正後の自衛隊法第三十一条第一項の規 て、当該事案について防衛施設庁設置の日以後 (不利益処分等に関する経過規定)

8 員に対し行なわれた不利益処分に関する国家公 与法第二十一条の規定による審査の請求及び審 行なわれた給与の決定に関する一般職の職員給 防衛施設庁の設置の日前に調達庁の職員に対し による説明書の交付、審査の請求及び審査又は 務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の規定 防衛施設庁の設置の日前に従前の調達庁の

査については、なお従前の例による。

(処分等に関する経過規定)

長がした処分又は手続とみなす。 この項において同じ。)又は通知その他の手続 他の処分(休職処分及び懲戒処分を除く。以下 この法律による改正前のそれぞれの法律の規定 相当規定により防衛施設庁長官又は防衛施設局 は、この法律による改正後のそれぞれの法律 により調達庁長官又は調達局長がした認定その 防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現に

この法律による改正前のそれぞれの法律の規定 律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に により調達庁長官又は調達局長に対しされてい る申請、不服の申立てその他の手続は、この法 れた手続とみなす。 より防衛施設庁長官又は防衛施設局長に対しさ 防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現に

附 則 (昭和三九年一二月二八日法律第 一八五号)

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和四一年七月二六日法律第一

この法律は、 三五号) 抄 公布の日から施行する。

九号) 附 則 (昭和四二年七月二八日法律第八

この法律は、 附則 (昭和四三年六月一五日法律第九 公布の日から施行する

(施行期日) この法律は、 九号) 抄 公布の日から施行する。

附 則 抄 (昭和四四年五月一六日法律第三

1

四年四月一日から適用する この法律は、公布の日から施行し、 (昭和四四年七月二九日法律第六 昭和四-+

この法律は、公布の日から施行する。 七号) 則 (昭和四五年五月二五日法律第九

第一条 この法律は、公布の日から施行する (昭和四七年五月一三日法律第三

(施行期日)

抄

(施行期日)

生の日から施行する。 日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する

一六号) (昭和四八年一〇月一六日法律第

1

条第一項の改正規定及び同法別表第三の改正規 四の次に一条を加える改正規定、同法第二十一 の五を同法第二十条の六とし、同法第二十条の 条の六を同法第二十条の七とし、同法第二十条 め、同条を同法第二十条の八とし、同法第二十 条の改正規定、同法第二十条の七の一部を改 政令で定める日から、第二条中自衛隊法第二十 日から起算して六月をこえない範囲内において 十八条の次に一条を加える改正規定は、公布の 条の次に一条を加える改正規定並びに同法第九 び第四十八条第一項の改正規定、同法第六十四 改正規定並びに第二条中自衛隊法第三十三条及 学校に係る部分に限る。)、同法第三十三条の次 に二条を加える改正規定及び同法第三十八条の この法律は、公布の日から施行する。ただ (南西航空混成団に係る部分に限る。) は、 第一条中防衛庁設置法第十四条の二の改正 同法第三十一条の改正規定(防衛医科大 1

昭和四十八年七月一日から施行する。 ○ 一 号 則 (昭和四九年六月二七日法律第一

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和五二年五月一八日法律第四

抄

(施行期日)

この法律は、

公布の日から施行する。

九七号) 附 則 (昭和五二年一二月二七日法律第

第二条の規定は昭和五十三年三月三十一日まで の間において政令で定める日から施行する。 この法律中、第一条の規定は公布の日から、

附則 三号) (昭和五五年三月三一日法律第一

(施行期日)

1

えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して三月を超

九三号) 則

附

(施行期日)

四号) 則 (昭和五八年一二月二日法律第七

八号) 昭和五十九

年七月一日から施行する。 この法律(第一条を除く。)は、

2 この法律の施行の日の前日において法律の規 に関し必要となる経過措置は、政令で定めるここの法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃 行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によ とができる。 ととなるものに関し必要となる経過措置その他 る改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下 定により置かれている機関等で、この法律の施 「関係政令」という。)の規定により置かれるこ

附則 一〇〇号)

附則 (昭和六二年一二月一五日法律第

この法律は、公布の日から施行する。

六 附号 🔝

して十月を超えない範囲内において政令で定め 二項の改正規定を除く。)は公布の日から起算 日から、第二条の規定(自衛隊法第六十六条第 る日から施行する。 自衛隊法第六十六条第二項の改正規定は公布の この法律のうち、第一条の規定及び第二条中

(施行期日等)

1 る。 この法律は、

(昭和五五年一一月二九日法律第 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 附

この法律は、 附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七 公布の日から施行する。

(昭和六一年一二月一九日法律第

この法律は、公布の日から施行する。

一〇七号)

則 (昭和六三年一一月一日法律第八

則 (平成二年六月二二日法律第三六

この法律は、 平成二年十月

日

から施行す

号 附 則 (平成三年四月二日法律第二五

(施行期日) 平成三年七月一日から施行す

二号) 附 則 (平成七年五月二六日法律第一〇

(施行期日)

|1 この法律は、平成七年六月二十日から施行す

則 (平成八年五月二九日法律第五〇

平成八年十月一日から施行する。 する。ただし、第十七条第三項の改正規定は、 えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、 公布の日から起算して一年を超

(平成九年五月九日法律第四三

(施行期日) 号 附

1 この法律は、平成十年三月三十一日までの間 において政令で定める日から施行する。

三号) 抄 則 (平成一○年四月二四日法律第四

(施行期日)

1 間において政令で定める日から施行する。ただ る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め この法律は、平成十一年三月三十一日までの

公布の日 並びに第三条、 法第四十四条の三及び第百条の二の改正規定 項を加える改正規定、第二条中自衛隊法第三 十六条の次に三条を加える改正規定並びに同 第一条中防衛庁設置法第二十八条の三に 次項及び附則第三項の規定

七号) 附 則 抄 (平成一一年七月一六日法律第八

(施行期日)

| 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。

定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分条、節名並びに二款及び款名を加える改正規 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五

> 項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四 分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部 百二条の規定 公布の日 条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二 百五十七条第四項から第六項まで、第百六十 規定(市町村の合併の特例に関する法律第六 九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項 係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定 。) に限る。)、第四十条中自然公園法附則

第十八条 第三十二条の規定による改正後の防衛 項の表平成十五年五月十六日の項に掲げる事務 法」という。) 第五条第二十五号及び附則第二 庁設置法(以下この条において「新防衛庁設置 日までの間、政令で定めるところにより、 て二年を超えない範囲内において政令で定める のうち、次に掲げるものは、施行日から起算し 府県が行うこととする。 (駐留軍等労働者の雇入れ等に関する経過措置)

る。 に勤務する駐留軍等労働者に係る事務に限 と(当該都道府県の区域内に所在する事業所 実施(次に掲げるものを除く。)に関するこ めに労務に服する者をいう。以下この項にお いて同じ。) の雇入れ、提供及び労務管理 二十五号に規定する駐留軍等及び諸機関のた 駐留軍等労働者(新防衛庁設置法第五条第 以下この項において同じ。)。

労働契約の締結

昇格その他の人事の決定

一駐留軍等労働者の給与の支給 除く。)に関すること。 (額の決定を

三 駐留軍等労働者の福利厚生の実施 げるものを除く。)に関すること。 より事業主、事業者又は船舶所有者でなけ 労働及び社会保険に関する法令の規定に (次に掲

宿舎に供される行政財産の管理

れば行うことができないとされる事項

その他政令で定めるもの

四 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十 付金の支給(支給の決定を除く。)に関する 三年法律第百五十八号)の規定による特別給

第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 されている事務は、新地方自治法第二条第九項 (国等の事務) 前項の規定により都道府県が処理することと

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則れに基づく政令により管理し又は執行する国、 前において、地方公共団体の機関が法律又はこ の事務として処理するものとする。 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体 は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律 第百六十一条において「国等の事務」という。) の法律に規定するもののほか、この法律の施行 2

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律 (附則第一条各号に掲げる 可等の処分その他の行為(以下この条において改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許 規定については、当該各規定。以下この条及び の行為又は申請等の行為とみなす。 それぞれの法律の相当規定によりされた処分等 のそれぞれの法律の適用については、改正後の 除き、この法律の施行の日以後における改正後 む。) の経過措置に関する規定に定めるものを 後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 のは、附則第二条から前条までの規定又は改正 る行政事務を行うべき者が異なることとなるも この法律の施行の日においてこれらの行為に係 の条において「申請等の行為」という。)で、 されている許可等の申請その他の行為(以下こ の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により 附則第百六十三条において同じ。)の施行前に 「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行 2

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律 それぞれの法律の規定を適用する。 ないものとみなして、この法律による改正後の ればならない事項についてその手続がされてい 対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ 規定により国又は地方公共団体の相当の機関に ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当 びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの 続がされていないものについては、この法律及 らない事項で、この法律の施行の日前にその手 報告、届出、提出その他の手続をしなければな の規定により国又は地方公共団体の機関に対し

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係 る処分であって、当該処分をした行政庁(以下 (不服申立てに関する経過措置)

> であった行政庁とする。 行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁 おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる 行政不服審査法の規定を適用する。この場合に 下この条において「上級行政庁」という。)が 前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以 この条において「処分庁」という。)に施行日 に引き続き上級行政庁があるものとみなして、 ついては、施行日以後においても、当該処分庁 あったものについての同法による不服申立てに

九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす ることとされる事務は、新地方自治法第二条第 当該機関が行政不服審査法の規定により処理す る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、 る。 前項の場合において、上級行政庁とみなされ

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、 める。 の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定い、附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条 この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及 第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第 ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及 財源の充実確保の方途について、経済情勢の推 国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税 え、適宜、適切な見直しを行うものとする。 び新地方自治法に基づく政令に示すものについ きる限り新たに設けることのないようにすると 必要な措置を講ずるものとする。 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、 ては、地方分権を推進する観点から検討を加 に規定する第一号法定受託事務については、で 一号 1

〇二号) 附 則 (平成一一年七月一六日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法 は、当該各号に定める日から施行する。 ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日か

条の規定

公布の日

三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第

|第三十条 第二条から前条までに規定するものの 置は、別に法律で定める。 ほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措 (別に定める経過措置)

(平成一一年八月四日法律第一一

間において政令で定める日から施行する。 この法律は、平成十二年三月三十一日までの 附

六〇号) 則 (平成一一年一二月二二日法律第

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 は、 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め 平成十三年一月六日から施行する。ただ

第千三百四十四条の規定 公布の日 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

二一七号) 則 (平成一一年一二月二二日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施 行する。

(施行期日) 八号) 抄

則

1 間において政令で定める日から施行する。 この法律は、平成十三年三月三十一日までの

号) 抄 則 (平成一三年六月八日法律第四〇

(施行期日)

この法律は、平成十四年三月三十一日までの

間において政令で定める日から施行する。 附 則 (平成一四年三月三一日法律第一

施行期日) 四号)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施 行する。

則 (平成一四年五月七日法律第三六

間において政令で定める日から施行する。 この法律は、平成十五年三月三十一日までの (平成一五年四月二五日法律第三

(施行期日)

|第一条 この法律は、 号 沙 附 則 (平 成 一五年五月一日法律第三二 公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日ま の改正規定は、公布の日から施行する。 ただし、第一条中防衛庁設置法第十四条第四項 での間において政令で定める日から施行する。

附則 号) (平成一六年五月一二日法律第四

間において政令で定める日から施行する。 この法律は、平成十七年三月三十一日までの 附

一三号) (平成一六年六月一八日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、日本国の自衛隊とアメリ カ合衆国政府との間の協定を改正する協定の効 役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリ 合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は 力発生の日から施行する。

附則 一六号) (平成一六年六月一八日法律第一 抄

(施行期日)

(平成一二年五月一二日法律第五 **第一条** この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。

一七号) 則 (平成一六年六月一八日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、第一追加議定書が日本国に ついて効力を生ずる日から施行する。

八号) 附則 抄 (平成一七年七月二九日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日ま 八条まで及び附則第十条の規定は、 則第五項とする改正規定並びに次条から附則第 律附則第五項を削り、同法附則第六項を同法附 での間において政令で定める日から施行する。 及び第三条中防衛庁の職員の給与等に関する法 ただし、第二条中自衛隊法別表第三の改正規定 ら施行する。 公布の日

第八条 令で定める。 ほか、この法律の施行に関し必要な事項は、 附則第二条から前条までに定めるもの 政の

(政令への委任)

五号) 則 抄 (平成一八年五月三一日法律第四

(施行期日)

第一条この法律は、 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して四月

令で定める日 平成十九年三月三十一日までの間において政 項の改正規定及び同法別表第一の改正規定 を加える改正規定、同法第七十五条の二第1 中第十三条を第十四条とし、同条の前に一条 定、同法第十四条を削り、同法第三章第一節 法第十二条の二の次に一条を加える改正規びに第二条中自衛隊法第十条の改正規定、同第一条中防衛省設置法第六条の改正規定並

一一八号) (平成一八年一二月二二日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して三月

(職員の身分の引継ぎ)

職員である者は、別に辞令を発せられない限第二条 この法律の施行の際現に従前の防衛庁の 部局若しくは機関の相当の職員となるものとす くは機関に相当する防衛省又はこれに置かれるする従前の防衛庁又はこれに置かれる部局若し もって、この法律の施行の際現に当該職員が属 り、この法律の施行の日に、同一の勤務条件を 2

(防衛施設中央審議会に関する経過措置)

防衛施設中央審議会の委員である者は、この法第三条 この法律の施行の際現に従前の防衛庁の とみなされる者の任期は、同条第三項の規定に 施設中央審議会の委員としての任期の残任期間 かかわらず、同日における従前の防衛庁の防衛 なす。この場合において、その任命されたもの 設中央審議会の委員として任命されたものとみ第三十一条第二項の規定により防衛省の防衛施 次項において「駐留軍用地特措法」という。) 関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関す 区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に 協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び 改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互 律の施行の日に、附則第二十三条の規定による (昭和二十七年法律第百四十号。

2 項の規定により防衛省の防衛施設中央審議会の 施行の日に、駐留軍用地特措法第三十一条第六 施設中央審議会の会長である者は、この法律の 会長として互選されたものとみなす。 (処分等に関する経過措置) この法律の施行の際現に従前の防衛庁の防衛

第四条 この法律による改正前の法律 (これに基 づく命令を含む。以下「新法令」という。)の後は、この法律による改正後の法律(これに基 規定により次の各号に掲げる従前の国の機関 処分又は通知その他の行為とみなす。 相当規定に基づいて当該各号に定める国の機関 処分又は通知その他の行為は、この法律の施行 づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の (以下「新機関」という。) がした承認その他の (以下「旧機関」という。) がした承認その他の

二 防衛庁長官又は防衛庁に置かれる部局若し くは機関の長 防衛大臣又は防衛省に置かれ とされる場合を除く。)又はその委任を受け 限がこの法律の施行後も内閣総理大臣の権限 内閣総理大臣(当該処分又は行為に係る権 防衛大臣又はその委任を受けた者

置かれる部局又は機関 防衛庁に置かれる部局又は機関

された申請その他の行為とみなす。 新法令の相当規定に基づいて、新機関に対して る申請その他の行為は、この法律の施行後は、 旧法令の規定により旧機関に対してされてい

3 ないものとみなして、当該相当規定を適用すととされた事項について、その手続がされてい 後は、これを、新法令の相当規定により新機関 されていないものについては、この法律の施行 る事項で、この法律の施行の日前にその手続が 他の手続をしなければならないこととされてい旧法令の規定により旧機関に対して提出その の長に対してその手続をしなければならないこ

(命令の効力に関する経過措置)

第五条 法律第百六十号)第千三百四条第一項の規定に令(中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年 のに限る。) に基づいて発せられた相当の防衛 新法令の相当規定(防衛省の所掌事務に係るも に係るものに限る。)により発せられた内閣府 省令としての効力を有するものとする。 た総理府令を含む。)は、この法律の施行後は、 より内閣府令としての効力を有するものとされ 旧法令の規定(従前の防衛庁の所掌事務

(施行期日)

る部局若しくは機関の長 防衛省に

第八条 附則第二条から前条までに定めるものの は、政令で定める。ほか、この法律の施行に関し必要な経過措 (政令への委任)

第九条 防衛施設庁は、平成十九年度において、 より、より適正かつ効率的に遂行することを可 衛省本省への統合その他の措置を講ずることに 廃止するものとし、同庁の機能については、 能とする体制を整備するものとする。 (防衛施設庁についての見直し) 防

処分又は通知その他の行為とみなす。

防衛施設庁長官又は防衛施設庁に置かれる

(以下「新機関」という。)がした承認その

八号) 則 (平成一九年五月二五日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 (政令への委任) 平成二十年十月一日から施

第九条 附則第二条から前条までに定めるもの は、政令で定める。 政令で定める。

則 抄 (平成一九年五月三〇日法律第六

七号)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 施行する。

号 附 則 (平成一九年六月八日法律第八〇

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

(自衛官の定数に関する経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する政令で定める日 とあるのは「十五万五千六百七十四人」と、 衛省設置法第六条中「十五万三千二百二十人」 の前日までの間は、この法律による改正後の防 あるのは「千八百八十六人」と、「二十四万八 るのは「四百八十六人」と、「千九百三人」と 及び航空自衛官百五十二人」とあるのは「四万 八百十二人及び」と、「四万七千三百十三人並 「四万五千七百十六人、」とあるのは「四万五千 千六百四十七人」とあるのは「二十五万千二百 七千三百四十二人」と、「三百四十三人」とあ 共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官 びに自衛隊法第二十一条の二第一項に規定する

(処分等に関する経過措置)

| うく命令を含む。以下「旧法令」という。)の第三条 この法律による改正前の法律(これに基)

処分又は通知その他の行為は、この法律の施行 相当規定に基づいて当該各号に定める国の機関 後は、この法律による改正後の法律(これに基 づく命令を含む。以下「新法令」という。) の (以下「旧機関」という。) がした承認その他 規定により次の各号に掲げる従前の国の機

一 防衛施設庁に置かれる部局又は機関 部局若しくは機関の長 に置かれる部局若しくは機関の長 防衛大臣又は防衛省

省に置かれる部局又は機関

2 された申請その他の行為とみなす。 新法令の相当規定に基づいて、新機関に対して る申請その他の行為は、この法律の施行後は、 旧法令の規定により旧機関に対してされてい

された事項について、その手続がされていない に対してその手続をしなければならないことと 後は、これを、新法令の相当規定により新機関 されていないものについては、この法律の施行 他の手続をしなければならないこととされてい ものとみなして、当該相当規定を適用する。 る事項で、この法律の施行の日前にその手続が (政令への委任) 旧法令の規定により旧機関に対して提出その

第六条 は、政令で定める。 ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 附則第二条から前条までに定めるもの

六号) 附 則 (平成一九年六月二七日法律第九 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

七号) 附 則 抄 (平成二〇年四月一八日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から施行する。

号) 抄 附 則 (平成二一年六月三日法律第四四

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年三月三十一日 号に定める日から施行する。 る。ただし、次の各号に掲げる規定は、 までの間において政令で定める日から施 当該各 行す

次に掲げる規定 公布の日から起算して六 を超えない範囲内において政令で定める日 第一条の規定

則 抄 (平成二四年三月三一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 平成二十四年四月一日から

(施行期日) 四号) 則 抄 (平成二四年三月三一日法律第一

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日 施行する。 附則 一〇〇号) (平成二四年一一月二六日法律第 から

第一条 この法律は、平成二十五年三月三十一日 号に定める日から施行する。 る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 までの間において政令で定める日から施行す (施行期日) 及び二略

間において政令で定める日 十六条第一項」を「又は第十六条第一項(第第一項の改正規定(「の教育訓練又は同法第 中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条 三号を除く。)」に改める部分に限る。)並び 同法第四十八条第一項の改正規定、同法第六 に次条の規定 平成二十七年四月一日までの 十四条の二の改正規定及び同法第九十九条第 項の改正規定、第二条の規定並びに第三条 第一条中自衛隊法第三十三条の改正規定

(平成二五年五月一六日法律第一

(施行期日) 五号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 七七号 (平成二五年一一月二二日法律第 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

則 抄 (平成二六年四月一八日法律第二

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において、政令で定める日か (施行期日)

第五条 この法律の施行の際現に第十条の規定に よる改正前の防衛省設置法第七条第四項の規定 (防衛省設置法の一部改正に伴う経過措置)

> 施行日に、第十条の規定による改正後の防衛省 参与として任命されたものとみなす。 設置法第七条第四項の規定により防衛大臣政策 により任命された防衛大臣補佐官である者は、

第十条 この法律の施行前にこの法律による改正 前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 を含む。同項において「新法令」という。)の る改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令 の規定によってした処分、手続その他の行為で む。次条第一項において「旧法令」という。) 相当の規定によってしたものとみなす。 律の規定に相当の規定があるものは、この附則 あって、この法律による改正後のそれぞれの法 に別段の定めがあるものを除き、この法律によ (その他の経過措置)

第十三条 附則第三条から前条までに定めるもの は、政令(人事院の所掌する事項については、 のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 人事院規則)で定める。

附則 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日) 五号)

えない範囲内において政令で定める日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 この法律は、公布の日から起算して十月を超

までの間において政令で定める日 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

第二条の規定 平成二十七年三月三十一日

(施行期日) 七号)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部 を改正する法律(平成二十六年法律第六十六 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 号。以下「通則法改正法」という。)の施行の 定は、当該各号に定める日から施行する。 条の規定 公布の日 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十

|第二十八条 この法律の施行前にこの法律による 改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を 後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 含む。)の規定によってした又はすべき処分、 む。 手続その他の行為であってこの法律による改正 (処分等の効力) 以下この条において「新法令」という。)

き、新法令の相当の規定によってした又はすべく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除 に相当の規定があるものは、法律(これに基づ (その他の経過措置の政令等への委任) き処分、手続その他の行為とみなす。

第三十条 事院の所掌する事項については、人事院規則) のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置R三十条 附則第三条から前条までに定めるもの で定める。 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令(人 附 則

(施行期日) 抄 (平成二七年六月一七日法律第三

九号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月 規定は、平成二十八年三月三十一日までの間に 項、第七十五条の二第二項及び別表第三の改正 中自衛隊法第二十条第四項、第二十条の八第二 施行する。ただし、第二条の規定並びに第三条 を超えない範囲内において政令で定める日から おいて政令で定める日から施行する。 3

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六

(施行期日) 六号)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 附則第七条の規定 公布の日

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置第七条 附則第二条から前条までに定めるものの は、 政令で定める。

|政令への委任|

六号) 則 (平成二七年九月三〇日法律第七 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 (防衛省設置法の一部改正に伴う調整規定)

第十条 施行日が防衛省設置法等の一部を改正す 法第三十条の改正規定中「第三十条」とあるの の日前である場合には、前条のうち防衛省設置 る法律(平成二十七年法律第三十九号)の施行 は、「第三十二条」とする。

号 抄 (平成二九年三月三一日法律第六

1 (施行期日 この法律は、 公布の日から施行する。

> 号 附 則 (平成二九年六月二日法律第四二

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年三月三十一日ま での間において政令で定める日から施行する。 附則 (平成三〇年四月一三日法律第一

(施行期日)

三号)

この法律は、公布の日から施 附則 七号) 抄 (平成三〇年四月二〇日法律第一

(施行期日)

内において政令で定める日から施行する。 だし、第二条並びに次項及び附則第三項の規定 の間において政令で定める日から施行する。た は、公布の日から起算して六月を超えない範囲 (政令への委任) この法律は、平成三十一年三月三十一日まで

関し必要な経過措置は、政令で定める。 前項に定めるもののほか、この法律の施行に 附則 (平成三一年四月二六日法律第一

(施行期日) 九号) 抄

1 の間において政令で定める日から施行する。 この法律は、平成三十二年三月三十一日まで 附 則 (令和二年四月二四日法律第一九

号

において政令で定める日から施行する。 この法律は、令和三年三月三十一日までの間 則

この法律は、令和四年三月三十一日までの間 (令和三年四月二八日法律第二三

において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 号) 附 則 (令和三年五月二八日法律第四九

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 一から六まで 略 当該

びに附則第十一条、第二十条及び第二十七条十六条の十一第一項の改正規定を除く。)並 部分に限る。)及び第六条の規定(医師法第 「第十一条第一項第二号若しくは」に改める 改正規定(「第十一条第二号若しくは」を 第三条中医療法第三十五条第一項第二号 令和七年四月一日

号 附 則 (令和四年三月三一日法律第七

施行の日の前日までの間における前条の規定に

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

条の規定 に関する特別措置法附則第二項の改正規定並駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進 びに附則第十二条、第二十六条及び第二十七 項の改正規定及び第二条中沖縄県における 第一条中沖縄振興特別措置法附則第二条第 公布の日

号) 附 則 (令和四年四月二〇日法律第二六

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年三月三十一日まで の間において政令で定める日から施行する。

号)抄 則 (令和五年三月三一日法律第八

この法律は、公布の日から施行する。 則 (令和五年四月二一日法律第一三

(施行期日)

行する。 し、第三十一条の改正規定は、公布の日から施において政令で定める日から施行する。ただこの法律は、令和六年三月三十一日までの間

則 (令和五年五月一二日法律第二六

号附

年法律第二十七号)の施行の日のいずれか早い王国との間の協定の実施に関する法律(令和五国とグレートブリテン及び北アイルランド連合 日から施行する。 相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本 北アイルランド連合王国の軍隊との間における 日又は日本国の自衛隊とグレートブリテン及び る。ただし、次項の規定は、この法律の施行の (施行期日) この法律は、協定の効力発生の日から施行す

附 則 (令和五年五月一二日法律第二七

(施行期日)

行する。ただし、次条の規定は、公布の日から第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施 施行する。

第四条 日豪協定実施法の施行の日がこの法律の 施行の日後となる場合には、 (調整規定) 日豪協定実施法の

> 国の軍隊との間における相互のアクセス及び協 力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン とグレートブリテン及び北アイルランド連合王 の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及 の軍隊との間における相互のアクセス及び協力 グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 の請求についての援助並びに日本国の自衛隊と 法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償 る相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日 の自衛隊とオーストラリア国防軍との間におけ 施に関する法律」とする。 及び北アイルランド連合王国との間の協定の実 に関する法律」とあるのは、「日本国の自衛隊 び北アイルランド連合王国との間の協定の実施 又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同 する法律(令和五年法律第二十六号)第十二条 本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関 二号の規定の適用については、同号中「日本国 よる改正後の防衛省設置法第四条第一項第三十

号) 則 (令和六年五月一七日法律第二四

附

(施行期日)

の間において政令で定める日から施行する。第一条 この法律は、令和七年三月三十一日まで